

地域が求める社会資本整備！

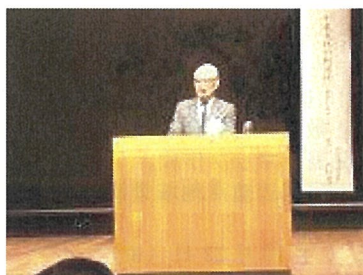
第2回「地方の実情にあった公共事業の推進」事例発表会 in いわて

1 はじめに

10月14日(木)、岩手県民会館中ホールにおいて、「地方の実情にあった公共事業の推進事例発表会 in いわて」が開催されました。これは、地域の実情にあった公共事業を進めている15道県の主催で開催されたものです。

公共事業の推進にあたっては、事業の「選択」と「集中」を図りながら、これまで整備した社会資本のより効果的な利活用にも十分配慮し、国民の多様なニーズに、機動的かつ柔軟に対応していかなければなりません。このため、時代の要請にきめ細かく応える公共事業への転換が必要であると考え、この趣旨に賛同した15道県が、真に地方が求める公共事業についての取り組みと研究を重ねてきました。平成14年11月と平成15年12月には、1.5車線的道路整備の実施などについて国土交通省や農林水産省に提言を行ったところであり、関係する制度の一部を見直していただきました。

岩手県では、平成15年度に「岩手の実情に応じた社会資本整備の基本理念」を策定し、従来の公共事業に対する取り組み方針を見直し、この理念に基づいた良質な社会資本の提供を円滑に実現するため、「地域の実情に応じた社会資本を提供するためのガイドライン」を策定しました。そして、具体的に1.5車線的道路整備等に取り組んでいます。

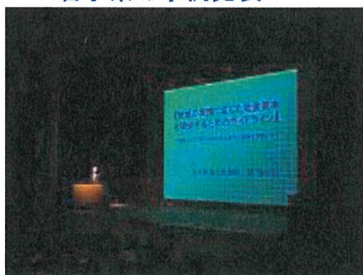


当日の発表会では、北海道の「道州制北海道モデル事業」をはじめとして全国6道県の先進的な取り組み事例が紹介されました。

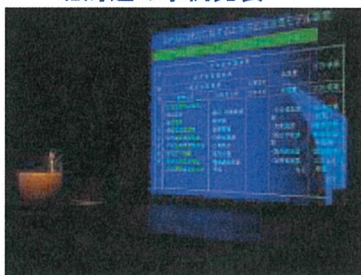
また、特別講演では、東北大学名誉教授の高橋 富雄先生（たかはし とみお）による「平泉文化の創造性」-歴史「地方の時代」幕開け-と題し、中世の地方都市、平泉における政治と文化について、非常に興味深いお話が紹介され、まさに「地方」が主体であるという点で、共通するものがあったと思います。

今回の「知恵と工夫」のコーナーでは、事例発表で紹介された岩手県の「地域の実情に応じた社会資本を提供するためのガイドライン」について紹介します。

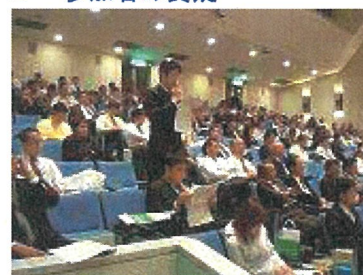
■ 岩手県の事例発表



■ 北海道の事例発表



■ 参加者の質疑



2 「地域の実情に応じた社会資本を提供するためのガイドライン」

—地域にとって真に必要な社会資本の提供を目指して—（発表内容より）

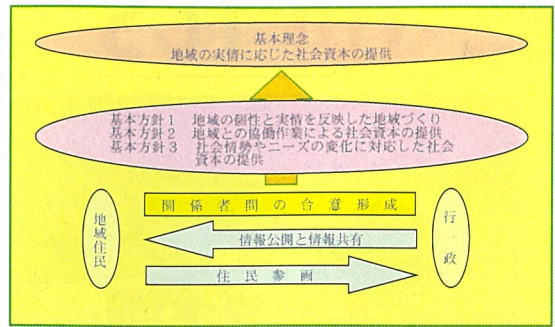
岩手県におけるローカルスタンダードの取り組みがはじまったきっかけは、全国一律の基準による公共事業実施に伴う弊害の声がマスメディアを通じて全国に発せられていた、平成14年3月に読売新聞に掲載された「地方基準」の公共事業をという歌山県の木村知事の投稿でした。この記事をきっかけに、15の道県が地方の実情にあった公共事業に係るワーキンググループを結成し、構造基準や採択基準の見直しなど国に対する提言活動を行って来ました。

また、この活動と平行して、岩手県内では国に対して提言している、いわゆるローカルルールに基づく社会資本整備を実施するにあたっての、あり方の検討を進めて来ました。その検討の結果を取りまとめたものが、「岩手の実情に応じた社会資本整備の基本理念」と、事業執行の際に指針となる「ガイドライン」です。

右の図は基本理念とガイドラインとの関係について簡単に表したものです。

この図の意図するところは、基本理念を実現するためには、まず行政からの働きかけである情報公開と情報共有を十分に行い、そして地域の方々に構想・計画段階から参加してもらう住民参画が重要だということです。

このような情報共有と住民参画という行政と地域との関係を構築することで、今後の社会資本整備において最も重要である関係者間の合意形成が図られ、地域の実情を反映した社会資本の提供ができると考えています。



ガイドラインの構成は、①将来像策定のための視点、②4つの事業段階別の流れ、③9項目の留意事項、④確認事項(チェックシート)、⑤関連事例の5つの項目から構成されています。

「将来像策定のための視点」についてですが、地域の実情を反映した社会資本の提供とは、これまでの規格基準を元に当面は暫定的な社会資本を提供し、将来的には完成形をと言うものではありません。具体的に言えば「当面は1.5車線で施工しておき、将来的には2車線の道路を作る。」という事ではないということです。このような認識を「行政」と「地域」の両方が持つためには、まず地域の将来像をお互いが明確に持つ必要があります。

その将来像策定のために重要な視点が、少子高齢化を始めとした人口動態の視点、自然環境・地理的条件などの社会基盤の視点、さらにニーズの多様化や地域の資源などです。これらの視点をもとに、この地域には「現在どのような課題や資源があり」「将来はどうあるべきか」を現実即して理解することで、地域に必要とされる社会資本の種類や規模が明確になると考えています。

- 9項目の留意事項
- ① 関係者間の合意形成
 - ② 情報公開と情報共有
 - ③ 住民参画
 - ④ 地域のリーダーシップの発揮
 - ⑤ NPO・自治会等との連携・協働
 - ⑥ 社会情勢を反映した需要の量・質
 - ⑦ 地域の実情を反映した規格・基準
 - ⑧ 環境等への配慮
 - ⑨ ユニバーサルデザインの導入

次に「4つの事業段階の流れ」と「9項目の留意事項」についてですが、社会資本整備の事業段階を「構想」「計画」「実施」「維持管理」の4つに区分し、それぞれの段階において留意すべき点を9項目に整理しています。

さらに9項目の留意点は、ガイドラインの目的とも言える合意形成とその目的実現のためのツールとなる情報共有と住民参画、そして課題である、地域のリーダーシップからユニバーサルデザインまでをとりあげています。

3つ目に、本ガイドラインは、具体的な事業執行に際し行政担当者が利用する目的でチェックシートを取り入れています。

チェックシートは9項目の留意事項に対応して、9種類ありそれぞれのシートには4つの事業段階別の留意すべき点を記載しています。担当者は、9種類のシートについて自分が該当する事業段階における留意点についてチェックマークを付けて確認することで、地域の実情を把握しながら事業を進めることができると考えています。

最後に、関連事例として岩手県内や全国でのさまざまな地域との係わり方や、独自の規格基準の採用例を掲載しています。

これは事例の内のひとつで岩手県宮守村での河川改修の例ですが、地域の合意形成を図るために有効であったと思われる点を【ここがポイント】として記載しています。

このような事例を県内15例、県外17例の32例を記載しており、実際に事業を実施するに当たっては、この例にある手法を参考にして地域の合意形成を図っていきけるようになっていきます。

以上が岩手県で策定しました「地域の実情に応じた社会資本を提供するためのガイドライン」の概要ですが、この「ガイドライン」岩手県建設技術振興課のホームページにも乗せてございますので参考にいただければ幸いです。

関連事例

一級河川宮守川河川改修(宮守村)

【事業概要】
宮守村では、「銘水とわさびの里」をキャッチフレーズとして村づくりを進めており、宮守川の河川改修が自然環境に与える影響が相当大きいことから、自然環境重視の立場で、河川管理者が住民と直接対話を行いながら、豊かな自然環境の保全と創出を図る河川整備を行った。

○宮守川河川懇談会の提言
①山林、田園風景との調和 ②河川の連続性の保全・創出
③既設護岸ブロックの再利用 ④住民参加による活動を

○事業名：河川局部改良 計画延長：4.840m 河川広場1式

【ここがポイント】
○各種シンポジウム等の開催
・宮守川ワークショップ ・体験ウォーキング
・河川環境フォーラム ・宮守村水辺環境調査

○住民による現地検証(宮守の川体験ウォーキング)
○役場内の事務局会議による調整
○建設業者の連絡会議による調整及び住民説明
○女性の積極的な参加とミニ新聞の発行による情報発信と共有
○地元・市町村・県それぞれのリーダーの存在と建設業者の努力と熱意

